

5

ロシアによるウクライナ侵略が迫る 日本国憲法の改正

長島 昭久

2022年2月24日に勃発したロシアによるウクライナ侵略は、戦後の国際秩序を破壊する暴挙である。戦後の世界秩序は、第二次世界大戦の戦勝国である国際連合（国連）を中心とする国際協調システムと国連安全保障常任理事国5大国（Permanent 5: P-5）による核不拡散体制を骨格として成り立ってきた。核不拡散体制は、米露英仏中の核保有国にいわば核に関する「大人の管理」を委ね、他の国には核保有を認めない国際取り決めだ。しかし、その「大人」として核の厳格管理を期待されてきたロシアが、管理どころか非核保有国ウクライナに対して核恫喝を行ったのである。これは、最貧国北朝鮮が核保有をちらつかせるのとはわけが違ふ。かくしてプーチン大統領は、他国に侵略して国連憲章を踏みにじり、核恫喝によって核不拡散体制を根底から覆したのである。

さて、戦後の日本は、日本国憲法の平和主義と国際協調主義を掲げて、1952年に国際社会へ復帰した。平和主義は日本国憲法前文と第9条に明記され、そこから専守防衛や非核三原則など戦後日本の抑制的な安全保障政策が導き出された。一方、国際協調主義は、国連を中心とした国際秩序を主に経済面から最大限サポートする外交姿勢に反映された。私はこれを、外交・安全保障に係る「戦後レジーム」と呼ぶ。しかし、今回のロシアの蛮行により、この日本の戦後レジームの土台が瓦解してしまったのである。すなわち、ウクライナ戦争という時代を画する劇的な情勢変化により、日本国憲法の存在意義そのものが問われる事態となったのである。

周知のとおり日本国憲法の平和主義は、

国連憲章の理念と同根である。憲法第9条第1項の「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」は、国連憲章第2条第3項「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない」および同条第3項「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を・・・慎まなければならない」とほぼ同義である。しかし、憲法第9条第2項の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」は、日本国憲法に特有の規定である。ここから、戦後日本の特異な安全保障政策が導き出される。とくに、日本の防衛政策の基本方針である「専守防衛」については、「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢」と『防衛白書』に明記されている。前段の「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使（する）」という受動的な防衛姿勢は、先制攻撃を明確に違法とする国際法に合致するという意味で驚くべきものではないが、後段の「保持する防衛力」も「防衛力を行使（する）態様」も「必要最小限にとどめ（る）」というのは、驚くほど消極的な防衛姿勢である。なぜなら、他の諸国は、自国民の命と平和を守るためには相応の防衛力を保持し、それを全力で行使するものだからである。そのような過度に自制的な政策は、まさしく日本国憲法の平和主義を生み出した当時の世界情勢と日本国民の反戦気運を反映したものである。

とりわけ大きな影響を与えたのが、日本を7年半にわたり占領した連合軍の総司令官ダグラス・マッカーサー米陸軍大将によって1946年2月3日に日本側に提示された憲法改正に係る「三原則」(マッカーサー三原則)である。その第二原則は以下のとおりで、まさしく日本国憲法前文(「(前略) 平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。(後略)」)と第9条にそのごとく書き込まれた。

「国家の主権としての戦争は廃止される。日本は、紛争解決の手段としての戦争のみならず、自国の安全を維持する手段としての戦争も放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に信頼する。日本が陸海空軍を保有することは、将来ともに許可されることがなく、日本軍に交戦権が与えられることもない。」

しかし、このような経緯で制定された憲法の平和主義に基づく戦後日本の安全保障政策は、3つの致命的ともいえる矛盾を抱え込んだまま、今日の厳しい国際情勢に直面することとなった。すなわち、第一に憲法規範の空洞化、第二に対米依存体質の深化、第三は日本国民の負担増大である。以下、順を追って説明しよう。

第一の矛盾は、「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」との憲法規定と、世界屈指の規模と精強性を誇る陸海空自衛隊の存在との間の埋めがたいギャップである。憲法制定当時は、たしかに自衛隊(またはその前身)の規模も小さく、政府が国会でしばしば答弁したように、「(憲

法で禁じられた)戦力に至らない自衛力」などという説明もそれなりに妥当性が認められたが、今や予算規模で世界第五位の軍事力である。そのような自衛隊が戦力に当たらないというのは、詭弁以外の何物でもない。つまり、日本を取り巻く安全保障環境が厳しくなるにつれて拡大を続けてきた日本の防衛力によって、今や戦力不保持の憲法規範はほぼ空洞化することとなったのである。

第二の問題は、憲法規範を遵守しようとする政府の「専守防衛」に基づく防衛政策が「自衛のための必要最小限」に抑え込まれる形となっている点である。最近まで同盟国間の相互防衛のための集団的自衛権の行使も禁じられ、海外での国連平和維持活動への自衛隊の参加にも大きな制約がかけられ、攻撃型兵器の不保持や非核三原則、さらには宇宙分野における安全保障上の取り組みにも大きな制約がかかっていた。そのために、足らざる自助努力を補うため、安全保障全般にわたり同盟国・米国に過度に依存する体質が染みついてしまったのである。米国の大統領が交代するたびに、わが国の領土である尖閣諸島に関して日米安全保障条約第5条に規定された米国の対日防衛義務の履行を確認するという日本政府の卑屈な姿勢は、その最たる例であろう。

第三の矛盾は、第二の問題の裏返しともいべきものであるが、日米安全保障条約に潜む抜き差しならない「不平等」と「不公平」である。この日米安保条約の第5条には、日本の施政下にある領域に対する武力攻撃に米国が日本と共同対処することのみが書かれ、日本の対米防衛義務については書かれていない。これは、米国から見て明らかに「不公平」な規定だ。

他方、第6条は、あたかもその穴埋めをするかのように、極東の平和と安全を維持するために、日本が米軍に対し基地や施設を提供する義務を明記している。これは、日本から見て「不平等」な規定だ。つまり、日米同盟は、他の米国の同盟条約とは異なり、相互防衛条約になっていないのである。その故に、日本国民は、占領時代の残滓のような米軍基地をめぐる事故や事件、騒音や環境破壊など様々な負担を強いられているのである。この矛盾がもたらす同盟構造の不安定性は、常に日米同盟のアキレス腱として同盟協力の現場に暗い影を落としてきた。

以上の矛盾を解消するためにも、日本国憲法第9条は改正されなければならない。私の改正提案は以下のようなシンプルな

ものである。それは、同条第1項を残しつつ、第2項を削除するだけだ。先述の通り、第9条第1項は、国連憲章の理念と合致しているから、憲法前文の国際協調主義と併せて解釈すれば、日本の安全保障政策を過度に縛るものではない。問題は、同条第2項の現実離れした規定なのである。この規定を取り除くことにより、日本の外交・安全保障政策は格段に積極性を帯びるようになる一方、第9条第1項を残すことにより、二度と再び侵略国家とならないことを改めて内外に宣明することになる。これによって、はじめて日本は外交・安全保障に係る「戦後レジーム」を脱却し、普通の主権国家として、米国にとっては普通の同盟国として、国際秩序の維持発展のためにより積極的な責務を果たすことができるようになるであろう。

長島 昭久 (ながしま・あきひさ)

自由民主党・衆議院議員 (当選7回)



2009年から2010年にかけて、鳩山由紀夫内閣、菅直人内閣で防衛大臣政務官を歴任。2011年から2012年にかけて野田佳彦内閣において内閣総理大臣補佐官(外交安全保障担当)を務め、その後、防衛副大臣に就任。2019年6月、自由民主党に入党し、現在、自由民主党政務調査会副会長、国際局長代理を務める。

政治家として活躍する前は、1997年に外交問題評議会に加わり、同評議会ワシントンオフィスで韓国タスクフォースのリサーチアソシエイトを務め、その後、同評議会のアジア研究部門シニアフェローを兼任。ワシントンでの勤務を前に、1993～95年テネシー州ナッシュビルのバンダービルト大学で客員研究員として日米同盟の歴史を研究。

1997年ワシントンD.C.のジョンズホプキンス大学高等国際問題大学院(SAIS)にて国際関係論・国際経済学の修士号を取得、1988年慶應義塾大学大学院法学研究科にて憲法法学の修士号を取得。